事業所内保育施設設置・運営等助成金	10,053	—	—	—	—	10,053	
茨城県医師確保推進体制整備事業費補助金	41,697	37,980	2,266	—	—	1,451	
産科医等確保支援事業費補助金	3,570	—	—	—	—	3,570	
地域新エネルギー等導入促進対策費補助金	6,365	—	6,365	—	—	—	
合計	3,527,626	37,980	1,216,424	—	—	1,839,756	

⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(145,487) 145,487	9	(55,341) 55,341	2
	非常勤	2,880	2	—	—
	計	(145,487) 148,367	11	(55,341) 55,341	2
教職員	常勤	(28,183,597) 31,523,420	4,262	(1,909,745) 1,966,680	275
	非常勤	3,146,924	3,304	561	1
	計	(28,183,597) 34,670,344	7,566	(1,909,745) 1,967,241	276
合計	常勤	(28,329,084) 31,668,907	4,271	(1,965,087) 2,022,021	277
	非常勤	3,149,804	3,306	561	1
	計	(28,329,084) 34,818,711	7,577	(1,965,087) 2,022,582	278

㈱1　常勤役員の俸給月額は、学長1,207千円、理事919千円、840千円、782千円、監事652千円であり、非常勤理事の役員手当は279千円、非常勤監事の役員手当は160千円である。役員に対する報酬については、「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。職員の給与は、国家公務員の給与を踏まえて定められた「国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則」、「国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則」及び「国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則」に基づき支給しており、俸給と諸手当からなる。

㈱2　役員退職金は、独立行政法人の退職手当規程を準用し「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。教職員退職金については、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）を準用し、「国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則」に基づき支給している。

㈱3　「報酬又は給与」の支給人員数は、年間平均支給人員数によっている。また、「退職給付」の支給人員数は、実数である。

㈱4　（　）内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載している。

㈱5　法定福利費は上記に含めていない。

㈱6　人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）に基づいている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等による雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員である。

⑲　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	附属病院	附属学校	計算科学研究センター	大学	小計	法人共通	合計
業務費用							
業務費							
教育経費	159,045	769,662	106	4,986,003	5,914,817	—	5,914,817
研究経費	177,994	13,900	1,522,369	5,449,377	7,163,640	—	7,163,640
診療経費	13,277,683	—	—	—	13,277,683	—	13,277,683
教育研究支援経費	—	—	79	2,154,277	2,154,356	—	2,154,356
受託研究費等	119,181	—	203,722	2,773,479	3,096,381	—	3,096,381
受託事業費等	148,282	12,939	—	480,570	641,790	—	641,790
人件費	8,526,520	5,949,478	316,896	26,103,294	40,896,188	—	40,896,188